

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和7年4月)に伴う
変更箇所

〔令和6年版 全国登録販売者試験過去問正解〕

問題番号		改正の影響
北関東 ・甲信越	問111	1 「殺虫剤・殺鼠剤は救済制度の対象とならない」という記述が「殺虫剤・殺鼠剤(<u>人体に直接使用するものを除く</u>)は救済制度の対象とならない」に改められた。 これに伴い、当該殺虫剤は人体に直接使用するものかどうか明らかでないため、「1」の正誤は不明となり、当該問題は成立しない。
北陸・東 海	問37	c 「中性脂肪が△mg/dL 以上」という記述が「中性脂肪が<u>空腹時</u>△mg/dL 以上」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
奈良	問81	d 「痔は、肛門部に過度の負担をかけることやストレス等により生じる生活習慣病である」という記述が「痔は、肛門部に過度の負担をかけることやストレス等により生じ<u>る</u>」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
九州・沖 縄	問77	イ 「中性脂肪が△mg/dL 以上」という記述が「中性脂肪が<u>空腹時</u>△mg/dL 以上」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。

北海道・東北

問 38 正答 2 ★★☆☆

- a 正 以下のいずれかである状態を、脂質異常症という。
- ①LDL が 140 mg/dL 以上
 - ②HDL が 40 mg/dL 未満
 - ③中性脂肪が空腹時 150 mg/dL 以上
- b 大豆油不けん化物：腸管におけるコレステロールの吸収を抑える
- c パンテチン：LDL 等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、HDL 産生を高める
- d 正

問 98 正答 1 ★★☆☆

特定保健用食品の表示内容と保健機能成分

コレステロールが高めの方に適する	・キトサン ・大豆たんぱく質 ・低分子化アルギン酸ナトリウム
歯の健康維持に役立つ	・パラチノース ・マルチトール ・エリスリトール
血圧が高めの方に適する	・ラクトトリペプチド ・カゼインドデカペプチド ・杜仲葉配糖体(ゲニポシド酸) ・サーデンペプチド

問 116 正答 4 ★★☆☆

- 要指導医薬品又は一般用医薬品では、以下の使用による健康被害は、救済制度の対象とならない。
- ①殺虫剤・殺鼠剤(人体に直接使用するものを除く)
 - ②殺菌消毒剤(人体に直接使用するものを除く)
 - ③一般用検査薬
 - ④一部の日局収載医薬品(例：精製水、ワセリン)
- 以下のものは、救済制度の対象とならない。
- ①製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合
 - ②無承認無許可医薬品(いわゆる健康食品として販売されたもの、個人輸入により入手された医薬品を含む)の使用による健康被害

北陸・東海

問 37 正答 1 ★★☆☆

- 医療機関で測定する検査値として、LDL が 140 mg/dL 以上、HDL が 40 mg/dL 未満、中性脂肪が空腹時 150 mg/dL 以上のいずれかである状態を、脂質異常症という。

関西広域連合・福井

問 90 正答 解なし ☆☆☆

(注) “出題範囲”には、食後の血中中性脂肪が上昇しにくい保健機能成分として「中性脂肪酸」の記載があるものの、当該成分は実在しない。誤っている選択肢が「4」と「5」になってしまうため、「解なし」となり、受験生全員に加点がなされた。

特定保健用食品の表示内容と保健機能成分

血圧が高めの方に適する	・ラクトトリペプチド ・カゼインドデカペプチド ・杜仲葉配糖体(ゲニポシド酸) とちゅうようはいとうたい ・サーデンペプチド
カルシウム等の吸収を高める	・クエン酸リンゴ酸カルシウム ・カゼインホスホペプチド ・ヘム鉄 ・フラクトオリゴ糖
コレステロールが高めの方に適する	・キトサン ・大豆たんぱく質 ・低分子化アルギン酸ナトリウム
食後の血中中性脂肪が上昇しにくい、身体に脂肪がつきにくい	・中性脂肪酸 ※実在しない成分 ・難消化性デキストリン ※実在する成分の例
骨の健康維持に役立つ	・大豆イソフラボン ・MBP(乳塩基性たんぱく質)

九州・沖縄

問 77 正答 4 ☆☆☆

ア LDL は、コレステロールを肝臓から末梢組織へと運ぶリポタンパク質であり、HDL は、末梢組織のコレステロールを取り込んで肝臓へと運ぶリポタンパク質である。

イ 次のいずれかである状態を、脂質異常症という。

- ① LDL が 140 mg/dL 以上
- ② HDL が 40 mg/dL 未満
- ③ 中性脂肪が空腹時 150 mg/dL 以上

ウ 正

エ 高コレステロール改善薬は、ウエスト周囲径(腹囲)を減少させるなどの^{ろうしん}痩身効果を目的とする医薬品ではない。

【再掲】

登録販売者試験の出題範囲の改正（令和6年4月）に伴う

変更箇所

〔令和6年版 全国登録販売者試験過去問正解〕

問題番号		改正の影響
北海道 ・東北	問 8 6	b 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
	問 1 1 4	「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 なお、当該問題はそのまま成立する。
北関東 ・甲信越	問 1 3	c 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
南関東	問 1 1 5	選択欄 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
北陸・東 海	問 1 1 4	b 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
奈良	問 4 5	d 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
関西広域 連合・福 井	問 8 3	c 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
	問 8 5	「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 なお、当該問題はそのまま成立する。
九州・沖 縄	問 5 4	ウ 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。

北海道・東北

問 114 正答 1 ★★☆☆

- 各制度により集められた副作用情報は、**医薬品医療機器総合機構**において専門委員の意見を聴きながら調査検討が行われる。
- その結果に基づき、**厚生労働大臣**は、**薬事審議会**の意見を聴いて、使用上の注意の改訂の指示等を通じた注意喚起のための情報提供や、効能・効果や用法・用量の一部変更、調査・実験の実施の指示、製造・販売の中止、製品の回収等の安全対策上必要な行政措置を講じている。

南関東

問 108 正答 2 ★★☆☆

- 以下の成分は、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」

・抗ヒスタミン成分 ・コデイン類 ・デキストロメトルフアン臭化水素酸塩水和物 ・フェノールフタリン酸デキストロメトルフアン ※鎮咳去痰薬のみ ・プロモバレリル尿素 ・アリルイソプロピルアセチル尿素 ・ロペラミド塩酸塩 ・ロートエキス	眠気等
・スコポラミン臭化水素酸塩水和物 ・メチルオクタトロピン臭化物	①眠気、②目のかすみ、③異常なまぶしさを生じることがあるため
・ピレンゼピン塩酸塩水和物 ・抗コリン成分(スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物を除く)	①目のかすみ、②異常なまぶしさを生じることがあるため

問 115 正答 5 ★★☆☆

- 各制度により集められた副作用情報については、**(独)医薬品医療機器総合機構**において専門委員の意見を聴きながら調査検討が行われ、その結果に基づき、**厚生労働大臣**は、**薬事審議会**の意見を聴いて必要な行政措置を講じている。

関西広域連合・福井

問 85 正答 1 ★★☆☆

- 生物由来製品は、人その他の生物(**植物**を除く。)に由来するものを原料又は材料として製造(小分けを含む。)をされる医薬品、**医薬部外品**、**化粧品又は医療機器**のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が**薬事審議会**の意見を聴いて指定するものと定義されている。〈法第2条第10項〉
- 現在の科学的知見において、**感染症**の発生リスクの蓋然性が極めて低いものについては、生物由来製品の指定の対象とならない。

中国・四国

問 108 正答 3 ★★☆☆

a, d 正

b 「医療審議会」ではなく、「**薬事審議会**」

c **医薬品**(要指導医薬品及び一般用医薬品を含む)を適正に使用したにもかかわらず、副作用による一定の健康被害が生じた場合に、医療費等の給付を行い、これにより被害者の迅速な救済を図ろうというのが、医薬品副作用被害救済制度である。